

## 全銀稼働時間拡大に伴う貯金規定の一部改正について

今般、「当座勘定規定」において、全銀稼働時間拡大に伴い「当座勘定」の支払の範囲を明示するため貯金規定の一部改正を行います。

詳細につきましては、以下の改正内容（新旧対照表）をご覧ください。

### 【当座勘定規定】

(改 正 後)	(改 正 前)
<p>1～8. (省略)</p> <p>9. (支払の範囲)</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当組合はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) <u>呈示された手形、小切手は、呈示日の14時までに当座勘定に受け入れたまたは振込みされた資金により支払います。ただし14時以降に入金した資金であっても、当組合が認めた場合には支払いに充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u></p> <p>(3) <u>手形、小切手の金額の一部支払はしません。</u></p> <p>10～33. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上 (令和元年10月1日 現在)</p>	<p>1～8. (省略)</p> <p>9. (支払の範囲)</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当組合はその支払義務を負いません。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(2) <u>手形、小切手の金額の一部支払はしません。</u></p> <p>10～33. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上 (令和元年6月1日 現在)</p>

### 【実施日】

この規定は令和元年10月1日から実施する。